

14年度より、「介護予防・生活支援事業（平成15年度より『介護予防・地域支え合い事業』に名称変更）」（老健局所管）のメニュー事業の一つである「成年後見制度利用支援事業」の対象に、「知的障害者」を追加し、知的障害者が市町村長の申し立てにより成年後見制度を利用する場合（知的障害者福祉法第27条の3）に、その手続きや後見活動に係る費用等について補助を行うこととしたところである。

都道府県・市町村においては、これらの補助事業の積極的な活用をお願いしたい。

(4) 知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー）について

地域で生活する知的障害者の相談に応じ助言等を行うなど、主として通勤寮等を活動基盤として地域生活に必要な支援を行う知的障害者生活支援事業については、各障害保健福祉圏域に生活支援ワーカーを1名ずつ配置することを目標に、その拡充を図ってきたところであり、平成15年度予算（案）においては、全国166か所で生活支援ワーカーが配置できるよう予算の確保を図ったところである。

については、未だ実施していない県等にあっては、本事業に積極的に取り組まれるようをお願いしたい。

なお、障害保健福祉圏域が広域であるため、圏域内1か所では地域全体のニーズに十分に対応することが困難であるなどの特別な理由がある場合には、地域の実情を勘案して複数設置を認める方向で考えているので、個別に協議されたい。

(5) 自閉症・発達障害支援センター運営事業について

在宅の自閉症等の特有な発達障害を有する障害児（者）及びその家族等に対し、専門的な相談、療育等の支援を総合的に行うため、平成14年度に、自閉症・発達障害支援センター運営事業を創設したところである。平成15年度予算（案）においては、全国で16か所分の予算を計上したところであり、その事業の実施について特段の配慮をお願いしたい。

（参考）平成14年度中に事業を開始した都道府県・指定都市

〔 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、三重県、大阪府、滋賀県、岡山県、
山口県、熊本県、仙台市、横浜市 〕

(6) 知的障害者に対するサービス内容の周知について

昨年8月6日に開催された「新しい障害者基本計画に関する懇談会（第3回）」において、知的障害を有する者が参考人として出席し、その中で、療育手帳に関して、「手帳でつかえるサービスを、自分たちにわかるように知らせてほしい。」という要望があったところである。このことを踏まえ、都道府県等においては、少なくとも療育手帳を交付する際に知的障害者向けのサービスについて、都道府県等でそれぞれの実情に応じて行われるサービス内容を含めて記載した小冊子を配布し、文章にはふりがなをふり、わかりやすい表記をすること等により、多くの機会にお

いて、サービス内容について理解しやすい工夫を行うなど、特段の配慮をお願いしたい。

5 障害者施設における地域生活移行への対応

支援費制度の施行を踏まえ、障害者施設に入所する障害者が地域での生活を望む場合に、移行が可能となるよう、施設の積極的な取組みを促進する観点から、障害者施設における移行努力を評価する仕組みを導入したところである。

具体的には、施設支援費において、

- ① 施設退所時に円滑に在宅生活へ移行するために必要な援助や地域等との連絡調整等を行った場合の加算（退所時特別支援加算）
 - ② 知的障害者施設においては、入所者に対し、地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うことにより、知的障害者の社会参加の円滑化を図るための加算（自活訓練加算）
- を設けたところである。

6 市町村への円滑な事務委譲について

平成12年の児童福祉法及び知的障害者福祉法の一部改正により、平成15年度から、知的障害者については、知的障害者の実情把握、相談及び指導、知的障害者更生施設等への入所に係る事務、職親の委託事務、短期入所事業に係る事務、知的障害者地域生活援助事業に係る事務が、障害児については、短期入所事業に係る事務が、それぞれ市町村に委譲されることとなっている。

この法律改正の趣旨は、住民に最も身近な市町村において福祉サービスが適切に提供されるようにすることであることから、これらの事業について市町村が円滑に事務を行うことができるよう、都道府県においては、助言指導等特段の配慮をお願いしたい。

また、市町村への事務委譲に伴う業務量の増加について、市町村に対する地方交付税の算定基礎への算入を総務省に要望しているところであり、その具体的措置の内容については、現在、総務省において検討がなされているところである。

（参考）市町村に委譲される事務

区 分	～平成15年3月	平成15年4月～
施設サービス	（知的障害者関係） 都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所設置町村	（知的障害者関係） 市町村
職親委託	都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所設置町村	市町村
在宅サービス		

・短期入所事業(ショートステイ)	(障害児関係) 都道府県、指定都市 (知的障害者関係) 都道府県、指定都市、 中核市	(障害児関係) 市町村 (知的障害者関係) 市町村
・知的障害者地域生活援助 事業(グループホーム)	都道府県、指定都市、中 核市、市及び福祉事務所 設置町村	市町村

7 障害児の療育支援等について

(1) 障害児通園(デイサービス)事業について

本事業は、在宅の障害児(者)に対し、通園の方法により日常生活の基本動作の訓練や集団生活への適応の訓練を行うものであり、ホームヘルプサービス事業やショートステイ事業とともに重要な事業である。

新障害者プランにおいても、達成目標を定め、計画的に基盤整備を図ることとしており、15年度予算(案)においては372人増を計上しているところである。

こうした重要性に鑑み、支援費制度移行後も人数規模別の単価を設定すること、また、単独の施設を設けて実施するほか、児童館、空き教室等を活用して実施できることとしているところであり、地域のニーズを踏まえた基盤整備が図られるよう、市町村等に対し、本事業の実施について助言指導願いたい。

本事業は、支援費制度移行後においても現行と同様、市町村が必要と認めれば、現在は著しい障害がなくても、現存する疾患等を放置すれば将来一定の障害を招来するおそれのある児童も対象となりうるものであり、保護者が障害を十分受容できない状態であるものの早期の支援が必要と考えられるのであれば、「やむを得ない事由による措置」として取り扱うことを考えている。なお、取り扱いの詳細については、後日お示しする予定である。

(2) 短期入所(ショートステイ)事業について

本事業は、新障害者プランにおいて達成目標を定め計画的に基盤整備を図ることとしており、平成15年度予算(案)においては、障害児、知的障害者について2,644床分を計上したところであり、地域のニーズを踏まえた基盤整備が図られるよう関係市町村に助言指導願いたい。

本事業については、支援費制度施行後は、重度、中度、軽度、遷延性意識障害児等及び重症心身障害児(者)別に単価設定するとともに、新たに送迎加算を設けることとしており、事業者指定に当たっては、一つの障害者だけでなく障害児・者全般を対象とすることができる体制がとられるよう前広に考える等施設や市町村に対し助言、指導願いたい。

なお、重症心身障害児施設で実施する場合は、重症心身障害児(者)の受け入れを優先する等、障害種別で受け入れ対象者を優先することも差し支えない。

(3) 重症心身障害児（者）通園事業について

本事業は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複する在宅の重症心身障害児（者）に対し、通園の方法により日常生活の基本動作、機能訓練等必要な療育を行うことにより、運動機能等の発達を促し、併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図る事業であり、新障害者プランにおいて達成目標を定め、計画的に基盤整備を図ることとしており、15年度予算（案）においては12か所増を計上しているところである。

本事業を実施するに当たり、次の事項に留意の上、管内の実施施設に対して指導されたい。

ア 本事業の実施施設は、A型が重症心身障害児施設、肢体不自由児施設及び肢体不自由児通園施設、B型が障害児（者）施設等となっているが、国庫補助に当たり、重症心身障害児（者）の受け入れ体制に支障がない場合は、例えばB型については、身体障害者療護施設や地方公共団体の単独施設等で実施可能といった弾力的な取扱いをしているところである。

イ 利用人員5人は毎日集まらないものの、日によってはこれに達するニーズが存在する地域があることから、身近な地域で療育訓練を受けられるようにするため、平成15年度より、新たにB型について、各実施場所毎に実施日を決めてチームが巡回する方式を導入することとしたところであり、地域のニーズに応じて、本事業を実施願いたい。

また、聾学校幼稚部においても、指導を行っているところであるので、関係部局と十分連携を図られたい。

ウ 平成14年度の実施状況を見ると、特に専門的機能を有する重症心身障害児施設における実施が約1/3程度に止まっているところであり、また、重症心身障害児施設が2つ以上あるにもかかわらず、A型を実施していない県（約10程度）があることから、少なくとも各県1か所のA型事業を実施されるようお願いする。

(4) 難聴幼児通園施設の運営について

難聴幼児通園施設は、強度の難聴の幼児を保護者の下から通わせて指導訓練を行う施設であるが、中には、その機能が十分に活用されていないところも見受けられる。

平成12年に「新生児聴覚検査事業実施要綱」（平成12年10月20日児発第843号児童家庭局長通知）が示され、難聴幼児に対する早期療育が重要となっていることから、次の事項に留意の上、難聴幼児の早期療育が実施できる体制の整備に努められたい。

ア 当該施設が設置されている都県、指定都市においては、新生児聴覚検査により発見された児童を含め、地域内の難聴幼児の把握に努め、児童相談所等の関係機関への周知と十分な連携を図ることにより、利用促進・活性化に努めること。

イ 当該施設が設置されていない道府県、指定都市においては、同検査により発見された児童を含めた地域内のニーズに応じ、難聴幼児通園施設の設置に努めるとともに、障害児通園（デイサービス）事業などの活用を図ること。

また、聾学校幼稚部においても、指導を行っているところであるので、関係部局と十分連携を図りたい。

ウ 当該施設は難聴幼児が対象となっているところであるが、難聴児童の早期療育が重要となっていることから、同検査により発見された乳児についても対象とするよう、管内の施設に対して指導方お願いする。

(5) 知的障害児自活訓練事業の創設について

知的障害児施設に入所している障害児については、養護学校高等部卒業時を施設退所のきっかけとし、地域での自立した生活を送るために、必要な基本的生活の知識・技術を修得するための個別指導を一定期間集中して行うことにより、地域生活への円滑な移行を図ることとして、平成15年度予算（案）において、知的障害児自活訓練事業を新たに創設したところである。

なお、本事業に係る詳細については、別途お知らせする予定である。

(参 考) 知的障害児自活訓練事業の概要

(1) 事業の対象

知的障害児施設（通所施設を除く。）に入所する障害児のうち、養護学校高等部卒業見込児童であって、卒業前の6か月間に個別訓練を行うことにより、卒業後に地域で自活することが可能と認められるもの。

(2) 対象児童の居住場所

一般の居住棟と同一敷地内にあることを原則として、かつ、一般の居住棟から独立した建物とし、一人一居室を確保したうえで、通常の生活に必要な設備を有するものとする。（当該施設に隣接した借家等でも可。）

(3) 訓練期間

訓練期間は6か月。

(4) 事業の実施及び訓練の内容

自活訓練担当責任者を配置し、次の指導項目についてあらかじめ6か月間の指導計画を定め効果的に行う。

・ 個人生活指導 ・ 社会生活指導 ・ 職業生活指導 ・ 余暇利用指導

この場合に、本体施設の処遇の低下にならないよう、本体施設に代替職員を採用する等の所要の措置を講ずる。

(5) 事業費の加算

1人当たり月額単価 92,300円

122,810円（施設外に借家を借りて実施した場合）

(6) 平成15年度予算（案）

・ 予算額（案） 84,537千円

※ 児童入所施設措置費の加算として執行

(7) 補助率（負担割合） 1/2（国 1/2 都道府県・指定都市 1/2）

8 福祉施策と雇用施策の一体的推進について

(1) 福祉と雇用の連携施策について

障害者の就労と地域生活の支援を進めていくため、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携を図りつつ、障害者の就業面及び生活面の一体的な支援を行う「障害者就業・生活支援センター事業」を平成 11 年度に創設したところであり、平成 15 年度予算案においては、前年度同様、全国 47 か所で実施できるよう予算措置を図ったところである。障害者の就労と地域生活を支援する観点から、都道府県等においては、労働部局と緊密に連携し積極的な取組をお願いしたい。

また、障害者授産施設の入所者が、企業等の事業所において授産活動を行うとともに、公共職業安定所において、職業相談、個別求人開拓、職場定着等の支援を行う「施設外授産の活用による就職促進モデル事業」を平成 13 年度から実施しているところである。事業効果等を評価するためには、できる限り多くの都道府県において実施し、事業実績を蓄積する必要があることから、実施に向けた積極的な検討をお願いしたい。

(2) 授産施設等に対する官公需の発注等の配慮について

昨今の厳しい経済状況は、授産施設や小規模作業所における授産活動に深刻な影響を及ぼし、その運営が不安定なものとなっていることを踏まえ、先般、「障害者を多数雇用する事業所、授産施設等に対する官公需の発注等の配慮について」（平成 14 年 10 月 30 日厚生労働省職高発第 1030002 号、厚生労働省障発第 1030003 号）を通知し、都道府県等における授産施設等の製品の積極的な活用をお願いしたところであるので、都道府県等においては、授産施設等の安定的な運営が図られるよう、特段のご配慮をお願いしたい。

また、管内市町村、関係団体等に対し、通知の趣旨等の周知徹底に努められたい。

9 小規模作業所から小規模通所授産施設への移行促進について

小規模作業所については、地方単独事業のための地方交付税措置が行われており、財源の手当がなされているところである。これに加え、在宅重度障害者通所援護事業費等の民間団体への国庫補助の形で、その運営を支援しているところであるが、平成 15 年度予算の概算要求基準（平成 14 年 8 月 7 日に閣議了解）においては、民間団体への補助金について、1 割相当を削減するとされたことから、平成 15 年度予算（案）における補助か所数は、1 割減となったところである。

一方、こうした小規模作業所については、より安定した経営を確保することが望ましいことから、社会福祉法人の設立要件を緩和することにより、平成 13 年度より、法定施設である小規模通所授産施設への移行を積極的に進めているところである。平成 15 年度予算（案）においては、身体障害、知的障害、精神障害の 3 障害合わせて、小規模通所授産施設の運営費について、対前年度 397 か所増（240 か所→637 か所）と大幅に拡充したので、都道府県等においては、引き続き小規模作

業所から小規模通所授産施設への移行の促進に努められたい。

10 障害者施設の整備等について

(1) 障害者施設の整備について

平成15年度における障害者施設の整備については、新しい「障害者基本計画」及び新「障害者プラン」に基づき、通所授産施設、デイサービスセンター等の活動の場の整備を重点的に行うこととし、プランの最終年度である平成19年度末の整備目標に向けて計画的な取組を進めることとしている。

また、入所施設については、障害者基本計画において、「地域の実情を踏まえて、真に必要なものに限定する」ことが明記されており、真に入所が必要である者の需要に対応するための必要最低限の水準の整備とすることとしているので、都道府県等において知的障害者更生施設（入所）等の入所施設の整備を計画する場合には、十分にその必要性を審査し、真に必要なものとなるようにされたい。

なお、平成15年度の国庫補助協議については、現在、協議内容を審査しているところであるが、協議自治体における障害者計画の策定状況、障害者保健福祉圏域内における整備状況、在宅福祉サービスの取組状況等を十分に精査し、採択することとしているので了知されたい。

①施設整備方針

障害者施設については、次の諸点に該当する整備であって、真に緊急性の高いものの整備を行う。

ア 障害者計画に沿った計画的な整備

管内の実情に応じ、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な障害者施設の整備について、障害者計画に具体的な数値目標を盛り込むとともに、計画に沿って整備するものであること。

イ 障害保健福祉圏域ごとに必要性を総合的に勘案した整備

障害保健福祉圏域内における待機者の状況、市町村における在宅福祉施策等への積極的な取り組み状況等を総合的に勘案し、圏域ごとの整備状況に応じて計画的に整備するものであること。

ウ 真に必要な者のための整備

入所施設については、施設整備の必要性について単に待機者の状況のみにより判断するのではなく、待機者の生活状況、ホームヘルパー、デイサービス、グループホーム等の在宅福祉サービスの活用状況、今後の提供見通しなどを総合的に勘案し、そうしたサービスを活用することで地域での生活が確保できないのかどうかを判断し、真に必要な者に対応する整備とすること。

②施設整備を計画する際の留意点

施設整備を計画する際には、次の諸点に留意されたい。

ア 障害保健福祉圏域内の市町村間の調整を十分に行い、さらに圏域ごとの均衡について広域的な視点から調整を行うこと。

なお、指定都市・中核市の所在する道府県においては、当該市と十分調整を行

うこと。

イ できる限り早い段階で、近隣住民に対する説明や対応を十分に行い、理解を得ること。

ウ 障害者福祉施設の専門的機能を活用して、障害者の地域生活への移行促進や、地域生活を支援するなど、施設機能の活用に積極的に取り組むよう、事業予定者に働きかけること。

エ 障害者施設を整備する場合には、事業予定者が障害特性を的確に理解した上で、適切な入所者処遇方針を有しているとともに、地域生活支援に向けて積極的に取り組む意欲を有していることを確認すること。

オ 入所施設を整備する場合には、原則として、デイサービスセンターとの併設及びショートステイ専用居室等を併せて整備すること。さらに、知的障害者施設の場合には、グループホーム等の地域生活の受け皿についても、積極的に取り組む意向を確認すること。

(2) 平成15年度施設整備費の新規事項について

平成15年度より、次の措置を講ずることとしているので、今後の整備計画において留意されたい。

① 国庫補助基準単価の改定

公共工事コスト縮減の実績、建設単価の動向等を総合的に勘案し、国庫補助基準単価を改定する。

なお、平成15年度事業分のうち、平成14年度以前からの継続事業については、当該事業開始年度の基準単価を適用する。

② 国庫補助申請に係る事務負担軽減に伴う補助基準単価及び補助金算定方法の簡素・合理化

国庫補助申請に係る事務負担軽減を図るため、昨年度の介護関連施設と同様に、社会福祉施設整備費の対象となる全施設について、国庫補助基準単価及び補助金算定方法の簡素・合理化を行う。

なお、これに伴い、各工事費毎に対象経費と国庫補助基準額を比較して低い方を補助額として算定するこれまでの方式から、原則として、対象経費全額と国庫補助基準単価を積み上げた合計額を比較して低い方を補助額とする方式に改めることとしているので、国庫補助の算定に当たっては、ご注意願いたい。

(内 容)

- ・定員1人(1施設)当たり補助基準単価の設定
- ・介護用リフト等特殊附帯工事費、解体撤去工事費等における1施設当たり補助基準単価の設定及び職員宿舍整備費補助の廃止
- ・算定方法の簡素・合理化

③ 支援費制度施行に伴う身体障害者更生施設等の補助基準の改善

支援費制度の施行に伴い、身体障害者更生施設及び身体障害者授産施設について、施設利用者の障害の程度を勘案して、補助基準の改善を行う。

(内 容)

(例)	【現 行】	【改正後】
肢体不自由者更生施設	6,300 千円	→ 6,500 千円
身体障害者授産施設	6,700 千円	→ 7,000 千円

(3) 障害者施設の財産処分の簡素化について

支援費制度の施行に併せて、既存の施設を有効活用し整備の促進を図ることが効率的であることから、介護保険制度施行時と同様に、財産処分の手続きの特例を設けることとしている。

具体的には、「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金に係る財産処分承認手続の簡素化について」（平成12年3月13日社援第530号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長、厚生省児童家庭局長連名通知）（以下「部局長連名通知」という。）に定める「介護保険法円滑施行のための特例」と同様の取扱いとする方針であり、身体障害者施設等について居宅介護等を行うための事業所に転用する場合に、支援費制度施行後5年間に限り、厚生労働大臣への報告をもって、厚生労働大臣の承認があったものとして取扱うこととしている。

詳細については、現在関係部局と調整を行っているところであるが、今後、こうした取扱いの趣旨等を踏まえ、部局長連名通知の一部改正を行う予定であるので、その際には管内市町村、関係施設に対して周知を図るとともに、都道府県等において、事務処理に遺漏のないよう準備方お願いしたい。

(4) 知的障害者更生施設の敷地面積の要件について

現行の「知的障害者援護施設の設置及び運営に関する基準（平成2年12月19日厚生省令第57号）」において、知的障害者更生施設（入所）については、建築面積の3倍以上の敷地を確保することが原則となっているが、都市部等において敷地の確保が困難な場合などを考慮し、入所者が運動するうえで必要な場所や避難するための十分な空地など、入所者の処遇等に配慮がなされている場合には、従来から、施設整備を認めているところである。については、都道府県においては、個別事情を考慮し、適切な対応をお願いする。

11 障害者福祉施設等におけるサービスの向上及び不祥事の発生防止等について

支援費制度の移行により、利用者との対等な立場で契約し、サービスを利用する制度となることから、障害者施設においては、日頃から施設の運営状況について利用者に対し情報提供を行うことを心がける必要がある。さらに、施設において提供されるサービスについては、第三者評価を受けサービス内容の向上を図る努力が必要となる。国としても、平成15年度予算案において「第三者評価機関育成支援事業（社会・援護局福祉基盤課所管）」を新たに設けたところであり、都道府県においてはこの事業を活用することにより、体制整備を進め、障害者施設における第三者評価の普及促進に努められたい。

人権侵害の防止等については、機会あるごとに要請してきているところであるが、依然としてこれら不祥事が発生していることは、誠に遺憾である。

については、以下の事項に留意の上、平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会

福祉施設に対する指導監督の徹底について」に基づき、管内社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監督に万全を期されたい。

(1) 人権侵害等の防止について

障害者の福祉の向上を図ることを目的としている社会福祉施設において、体罰等の人権侵害事例が見られること、知的障害者施設における入所者からの預り金の管理等について、不適切な取扱いが行われていたという事案が依然として見受けられることは、社会福祉事業の信頼を損い、また、適切な施設運営に真摯に取り組んでいる他の同種施設までが社会の不信感を被ることとなり、看過し難い問題である。

このような不祥事が発生した場合は、その背景、事実関係の究明、法人及び関係者の責任の明確化、再発防止への取組、社会福祉法の規定に基づき講じた措置等一連の顛末を整理することにより、今後の不祥事の未然防止を図るとともに、類似例が発生した場合の迅速な対応が図られるよう、情報の集約を図られたい。

また、指導監査等の実効性を高めるためにも、市町村にあっては、知的障害者に対する支援状況を適宜把握し、都道府県等が法人・施設の指導監査を行う際には、予め関係市町村から入所者の処遇状況に関する情報を徴した上で、指導監査に努められたい。

(2) 不正・不明瞭な経理処理の防止について

社会福祉施設の経理処理に当たっては、社会福祉法及び関係通知等に基づき適正な記録と透明性の確保を図ることが重要であるが、依然として、経理処理に関する不正・不明瞭な事例が生じており、都道府県等においては、こうした事例が今後生じないよう、一層の指導監督の徹底に努められたい。

(3) 施設整備に係る不正の防止について

社会福祉施設整備費に係る不正受給等の防止については、かねてから指導監督の徹底をお願いしているところであるが、引き続き、施設整備業務の再点検の強化と未然防止策の検討を行い、再発防止に努められたい。

(4) 苦情解決の取組について

障害者福祉施設の利用者等の権利擁護の観点から、障害者福祉施設の最低基準において、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことを明記しているところである。

平成 13 年に実施された社会福祉施設等調査によると、未だに苦情解決体制が整備されていない施設があるので、都道府県においては、引き続き指導徹底を図られたい。

(参考) 知的障害者施設の例

施設種別	施設数	うち、苦情解決のための取組あり
知的障害者更生施設（入所）	1,344	1,055（78.5％）
知的障害者授産施設（入所）	366	269（73.5％）

※ 「平成 13 年社会福祉施設等調査」より

12 特殊法人心身障害者福祉協会（国立コロニー）の独立行政法人化について

(1) 特殊法人から独立行政法人への移行について

重度の知的障害者の保護・指導等のための施設「国立コロニーのぞみの園」（群馬県高崎市）を設置・運営する特殊法人心身障害者福祉協会にあっては、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）を踏まえ、独立行政法人化することとし、先の第155回臨時国会において「独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案」を提出し、審議の結果、同法は平成14年12月6日成立、同月13日公布されたところである。（平成14年法律第167号）

新たな独立行政法人の設立（及び心身障害者福祉協会法の廃止）は平成15年10月1日を予定している。

新法人については、重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことを目的とすることが同法に明記されており、施設生活から地域生活への移行促進を柱とする知的障害者福祉行政の目的達成に積極的に貢献しようとするものであることから、都道府県担当部局においては、知的障害者の支援等に関し、新法人の情報提供機能等の活用を図るようお願いしたい。

(2) 支援費制度との関連について

支援費との関係では、本年4月から心身障害者福祉協会が設置する福祉施設において提供される支援がその対象となり、10月以降は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における支援が対象となる。

なお、支援費制度における「国立コロニーのぞみの園」の入所調整等の取扱については、知的障害者福祉法第15条の4及び支援費制度事務処理要領第2章第2節における「入所調整について」に基づき行われるものではなく、次のとおり取り扱うこととしているのでご留意願いたい。

ア、「国立コロニーのぞみの園」の入所対象は、独立自活の困難な心身障害者であり、全国から入所措置されている。設立当初は、都道府県、指定都市ごとに入所者の割当てを定め、各都道府県、指定都市を通じて受入れを行ったところであり、平成15年1月1日現在、定員550人に対し511人が入所している。

イ、「特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）」の中で、国立コロニーの「事業について講ずべき措置」として「重度知的障害者のモデル的な処遇を行う施設と明確に位置付け、より小規模の集団に分けた処遇が行えるような内部体制の整備を図る」ことが指摘されていることから、今後は、この指摘を踏まえ取り組んでいくこととしている。

このような事情から、現在、定員に空きはあるが、当面、新たな入所は行わないこととしている。

ウ、したがって、当面、市町村及び都道府県の「国立コロニーのぞみの園」の空き定員は、調整の対象には含まれないものである。

また、「国立コロニーのぞみの園」の利用希望者から問い合わせ等があった場合には、上記「イ」の趣旨を踏まえた対応をお願いしたい。

(参考1) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法の概要

特殊法人等改革の一環として、心身障害者福祉協会の業務を承継する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等について定めるとともに、関係法律について所要の改正を行った。

1 概要

(1) 法人の名称

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）とする。

(2) 法人の目的

重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(3) 業務の範囲

のぞみの園は、その目的の達成のため、次の業務を行う。

イ 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。

ロ 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供を行うこと。

ハ 知的障害者援護施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。

ニ 知的障害者の支援に関し、知的障害者援護施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。

(4) 法人の種類

特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。ただし、役職員に対しては、秘密保持義務及びみなし公務員規定を置くものとする。

(5) 役員

理事長、監事二人を置き、理事二人以内を置くことができる。

(6) 資本金

のぞみの園の資本金は全額政府出資とし、出資額は心身障害者福祉協会から、のぞみの園に承継された資産の額とする。

2 独立行政法人への移行に伴う措置

・ 権利義務の承継

心身障害者福祉協会の一切の権利及び義務は、のぞみの園が承継する。

3 独立行政法人に移行する時期の見込み

- ・ 独立行政法人の設立は、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法附則第1条に基づき、平成15年10月1日を予定している。

(参考2) 知的障害者福祉法第15条の4及び支援費制度事務処理要領第2章第2節(抜粋)

●知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）（抄）

（利用の調整等）

第十五条の四 市町村は、十八歳以上の知的障害者から求めがあつたときは、知的障害者居宅生活支援事業その他の事業又は知的障害者援護施設の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、知的障害者居宅生活支援事業その他の事業を行う者又は知的障害者援護施設の設置者に対し、当該知的障害者の利用の要請を行うものとする。

2 知的障害者居宅生活支援事業その他の事業を行う者及び知的障害者援護施設の設置者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

●支援費制度事務処理要領

第2章 支援費支給関係事務について

第2節 相談支援体制の充実及びサービス利用に係るあつせん・調整、要請
（抜粋）

※入所調整について

支援費制度の下では、利用者がサービスを選択するのが基本であるが、施設の定員を入所希望者が大きく上回る場合には、施設が入所者を選択することなく施設サービスの利用が円滑かつ公平に行われるよう、次のような公的な調整システムの構築が重要である。

- 都道府県が全ての施設から空き情報の提供を求め、県内の市町村に伝える等、利用希望者が常に最新の施設の空き情報を知ることができる体制を整える。
- 空き情報があった場合、当該施設その他の関係者の参画を得て、都道府県や市町村が入所の調整にあたる。

なお、個別の調整に当たっては、入所希望者の意向も十分踏まえて行う必要がある。

具体的にどの範囲のサービスについて公的な調整を行うかについては、施設サービスの円滑かつ公平な利用を確保する観点から、都道府県及び市町村が個別に決めることとなる。